

平成22年6月21日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 河原 春郎

「第2回定時株主総会招集ご通知」等発送後に発生した後発事象について

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、平成22年6月8日付でご送付いたしました「第2回定時株主総会招集ご通知」等発送後に発生した後発事象について、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

「株主のみなさまへ 第2期報告書」
事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

・ 課徴金納付命令勧告に関する情報

当社は、平成22年3月12日付で、当社の連結子会社である日本ビクター株式会社（以下「ビクター」といいます。）および当社における過年度決算の訂正を行いました。

このうち、ビクターでは、平成19年3月期有価証券報告書、平成20年9月中間期半期報告書、平成21年3月期有価証券報告書の訂正、ならびに平成19年3月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づき、平成19年8月に募集株式を発行したこと、および、当社では、平成20年12月第3四半期四半期報告書、平成21年3月期有価証券報告書の経営統合にともなうのれんの償却他に関する訂正、ならびに平成21年3月期有価証券報告書の内容を含む有価証券届出書に基づき、平成21年7月に新株予約権を発行したことに関し、本年6月21日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、ビクターに対し7億760万円、当社に対し8億3,913万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありました。

以上